

令和4年5月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年5月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項7 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告事項8 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、若杉満委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第11号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございますのでよろしくお願いいたします。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第 1 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第 1 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第 1 1 号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>5 月 2 3 日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、中央通りを南進した新池交流館東交差点から南東約 1 5 0 m に位置しています。</p> <p>周辺状況は、住宅と農地が混在しており、申請地北側は道路で、東側及び西側は宅地、南側は農地に隣接しています。</p> <p>申請目的は、分家住宅の建築で、申請者は現在賃貸アパート暮らしですが、子の成長に伴い手狭となったため、父親の所有する本件土地に住宅を建築するものでございます。</p> <p>周辺への影響については、雨水及び汚水等は北側の既設排水路へ放流予定であり、境界はブロック積みとすることから、南側農地への影響はないものと考えます。</p> <p>また、融資の相談も行っていることから、転用の確実性も認められ、隣接する親族とも十分に話をされていることから、大きな問題は起こらないと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第 1 1 号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>申請書に、愛知用土地改良区から支障のない旨の意見書が添付されていますが、この土地と愛知用水とどういう関係があるのでしょうか。</p>

事務局	<p>農地転用申請の添付書類として求めているものでございます。</p> <p>本地区では愛知用水管が埋設されていたり、經常賦課金の対象地であったりする場合があることから、申請者側から事前に土地改良区と協議させています。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第 1 1 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第 1 1 号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第 1 1 号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第 1 2 号議案「農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙のとおりとなっております。</p> <p>【調書の説明】</p> <p>「利用権の設定を受ける者」として、市では、こちらに記載があります 4 名の認定農業者及び農地中間管理機構である愛知県農業振興基金に対して権利設定をしております。</p> <p>続いて、調書をご覧ください。</p> <p>前回設定面積の 4 5 1, 9 8 6. 7 7 平方メートルに対して、新規設定された面積の合計は、2 8, 4 1 3 平方メートル、農地転用、農地売買等により解約等があった面積の合計は、1 1, 0 8 6. 8 1 平方メートル、祖父江氏から(株)尾東北部農産に移転された農地は、1 7, 8 3 0 平方メートル、以上から、全体では 5 0 3. 8 1 平方メートル減少しまして、2 年連続の減少となり、今年度の利用権設定面積合計は、4 5 1, 4 8 2. 9 6 平方メートルとなっております。</p> <p>また、貸手人数、筆数の増減は表記のとおりです。</p> <p>なお、今年度の更新のタイミングに合わせて使用貸借による貸付けに賛成していただいた方は、今年度の貸付けから変更させていただいております。調書の説明は、以上となります。</p> <p>これらのすべての対象地は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件に適合しているものと思われま。ご審議のほどよろしく申し上げます。第 1 2 号議案の説明は、以上でございます。</p>

会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第12号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第12号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項7「農地法第5条による届出の専決について」、報告事項8「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項7「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条による届出が9件で、2,502.32平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで、一般個人住宅7件、その他サービス2件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
事務局 補佐	続きまして、報告事項8「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 本案件については、農地転用許可を要する事案でありながら過去に農地転用許可を受けた記録が確認できない事案であったため、令和4年5月12日に稲葉地区の調査委員3名、事務局職員で現地を調査し、法務局に対して調査結果を別添のとおり報告しております。 なお、法務局は、農業委員会からの回答をもとに、地目変更登記申請があったときより2週間以内に処分を行うこととされており、

	<p>今後は登記官の職権により地目変更登記がなされるものと考えられますので、ご承知おきください。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>法務局がどういう根拠で地目変更を行っているか確認したいので、実際に来た法務局からの照会文を見せてほしい。</p>
事務局	<p>後ほど提示させていただきます。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれを持ちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。</p> <p>「全国農業委員会会長大会について」でございます。来る5月31日、東京都渋谷区の「渋谷公会堂（LINE CUBE SHIBUYA）」にて、3年ぶりとなる「全国農業委員会会長大会」が開催されます。全国の農業委員会長、都道府県農業会議職員等、約1,800人参加し、「農地利用の最適化」のための議案の審議等が予定されています。本市農業委員会からは、松原圭子委員と荒谷弘美委員の2名に出席をお願いしておりますので、ご対応の程、よろしくお願いいたします。お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は6月28日(火)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これを持ちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>